

春日市ひと涼みスポット募集要項

1 目的

熱中症による重大な健康被害から身を守るため、令和6年4月に施行された改正気変動適応法に基づき、熱中症特別警戒アラート発出時に開放するクーリングシェルター指定が可能となりました。

本市管内においても、熱中症により毎年多くの方が救急搬送されており、熱中症特別警戒アラート発出時の対処だけではなく、日常的な熱中症対策のため、一時的に暑さをしのげる施設を指定する必要があります。

については、熱中症対策をより一層すすめるため、市とともに熱中症対策に取り組んでいただける施設を募集いたします。

2 実施内容

(1) 熱中症特別警戒アラートが発出されていない日時においても、可能な範囲で自由にひと涼みできる場所として、施設の一面を無償で提供する。

(2) 対象施設の出入口等見やすい場所に、市から配布するポスターやステッカー等を掲示する。

(3) 冷房設備を有するとともに、対象スペースの室温を適切に保ち、適切な管理・運営を行う（現状の設定温度の見直しなどは不要）。

※ 春日市ひと涼みスポットの運用は、各施設・店舗の通常業務の範囲内で実施いただくものとします。

※ 開放にあたり新たな費用負担等を求めるものではありません。

3 運用期間

毎年概ね4月第4水曜日～10月第4水曜日（国が定める熱中症警戒情報運用期間）

4 応募要件

(1) 市内の施設であること

(2) 「2 実施内容」を履行できること

(3) 施設の名称、所在地等を市のウェブサイト等で公表することに同意すること

※ 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、登録施設とならない場合があります。

5 応募期間及び応募方法

(1) 応募期間

随時

(2) 応募方法

応募用紙に必要事項を記載したうえで、持参、郵送、FAX、電子メール、市ウェブサイト掲載の申込フォームのいずれかの方法で問い合わせ先に提出する。

6 応募後の流れ

- (1) 応募内容の審査及び承認された施設の登録
- (2) 施設情報の公表（市ウェブサイト等）及び啓発物品の送付

【問い合わせ先】

春日市 協働推進部 環境課 環境推進担当

T E L 092-584-1111

F A X 092-584-1147

メール kankyo@city.kasuga.fukuoka.jp